

婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 47

アジア婦人の
市民的責任と公的生活への参加増大
に関するセミナー報告書

・ 労働省婦人少年局

は し が き

国連技術援助計画の一環として「アジア婦人の市民的責任と公的生活への参加増大に関するセミナー」(Seminar on Civic Responsibilities and Increased Participation of Asian Women in Public Life)が、1957年8月、タイのバンコックで開催され、日本からも当局婦人課長が参加しました。

これはこのセミナーの報告書で、第1章は概要、第2章以下は全訳です。婦人の地位及び国際的理解に関心をお持ちの各位の御参考になれば幸いです。

1957年 10月

労働省婦人少年局

目 次

第1章 「アジア婦人の市民的責任と公的生活への参加増大に関するセミナー」について	1
A. 成 立 (a) 経 過	1
(b) 目 的	1
B. 参 加 者	1
C. プログラム	3
D. 議事進行手続	5
第2章 開 会	5
第3章 市民の権利と責任の意識	6
第4章 政治の課程における婦人の参加	10
第5章 婦人の市民としての権利と責任及び公的生活参加に影響ある一要因としての教育	14
第6章 婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての経済状態	19
第7章 婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての保健状態	22
第8章 婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての社会的及び宗教的態度	27
第9章 家庭や地域社会における婦人の活動に影響ある「社会開発」の状態	29
第10章 婦人の参加が促進増大されるべき諸事業	32

第1章 「アジア婦人の市民的責任と公的生活への参加増大に関するセミナー」について

A. 成立

(a) 経過

1956年3月、国連婦人の地位委員会はその第10回会議において、事務総長に対し、国連技術援助計画の一環として“諸国政府や専門機関と協議し、最近婦人参政権を獲得した、又は未だ充分これを行使していない国国の婦人が、その市民としての責任を理解し、國の公的生活に参加する機会を増加することを助けるため、地域的セミナーを持つこと”を要望していたが、これが関係方面の承認を経て、1957年8月5日から17日までこのセミナーが行なわれることになり、このため1956年10月バンコックにおいて専門家による準備会議が開かれ、タイ国政府がその開催国となることを承諾した。

(b) 目的

アジアと極東の婦人の市民的責任及び公的生活への参加の意義を検討し、各段階における社会的活動への婦人の参加促進のための経験や技術を交換しあう各国指導者のための研究会議である。

B. 参加者

国連アジア極東経済委員会の対象となるアジア極東地域21ヶ国はそれぞれ3名ずつ出席候補者をあげるように招請されたが、16カ国がこれに応じ、各1名が国連当局によつて決定された。セイロンからの参加者が出席できなくなったため、結局参加国は以下の15カ国であつた。

ビルマ ダウ・シエイン・ティン女史

ビルマ Y.W.C.A 総幹事 ビルマ社会福祉協議会理事 ビルマ婦人団体連絡協議会及びビルマキリスト教協議会の常任委員

ダウ・キン・ティン女史（代理）

ラングーン大学児童教育専門家

カンボディア サム・サリー夫人

ブレア・ノロドム大学初等教育教授 婦人相互扶助協会実行委員

中国 ドロシイ・ツァイ夫人

中華婦女反共抗俄連合会組織訓練部長

香港 リ・チヤン・キン・サウ夫人

社会福祉省社会開発担当官

ベツテイ・フンヤン・スエ・ボ夫人(代理)

九龍婦人福祉クラブ会長

オリヴィア・シン・ウア・チャン・リ夫人(代理)

九龍婦人クラブ会長 貧窮婦人児童施設長

チャン・ロウ・ユエン・ソウ夫人(代理)

ヤン・バク英語学校(学生の為の娯楽・社交・福祉施設)監督

インド スチエタ・クリバラニ夫人

国会議員 憲法制定会議々員

インドネシア マリア・ウルファ・サントソ夫人

総理府官房長官・インドネシア婦人会議々長

ジュテイ・リザリ・ヌール夫人(代理)

厚生省歯科衛生教育課長

ナニ・スーウオンド夫人(代理)

インドネシア婦人会議副議長 インドネシア大学婦人協会々長

日本 高橋展子夫人

労働省婦人少年局婦人課長

韓国 ヤング・チャング・キム女史

西洋史教授 学生課長

エレイン・チャングジャ・チヨ女史(代理)

エウハ女子大学教授

マラヤ チン・ニヤン・テン夫人

社会福祉省社会福祉官

ネパール アンガル・ババ・ジョシ夫人

文部省公民政治科講師

パキスタン ベガム・セブ・アン・ニツサ・ハミデヌバ女史

ミラー誌編集者

ベガム・カイセラ・アンウアル・アリ女史(代理)

全パキスタン婦人協会事務局長

フィリピン ヘレナ・ベニテツ女史

フィリピン女史大学副学長

サラワタ ユ・シヤング・コング夫人

学校視学官

シンガポール メアリー・ロボ夫人

シンガポール婦人協議会副会長

タイ ラエム・プロモボル・ブナブラソブ夫人

前国会議員 タイ婦人協会副会長 青年仏教徒協会副会長

シンダバ・サヤンハ・ウイカシツ博士(代理)

公衆衛生局母子衛生部長

アンボーン・ミースーク夫人(代理)

文部省教育情報部長

ニルワン・ビントング女史(代理)

サトリ印刷会社重役 サトリ・サーン婦人雑誌及びダルーン・サーン青年週刊誌編集者

サブタ・サーン週刊誌専務 タイ大学婦人協会顧問 タイ青年仏教徒協会顧問

ウルネ・ビンタサン夫人(代理)

国立文化協会公的文化課長

このほか、オーストラリア、イスラエル、タイから政府代表のオブザーバーが出席し、国際労働機構(ILO)、世界食糧農業機構(FAO)、国連教育科学文化機構(ユネスコ)、世界保健機構(WHO)、国連児童基金(ユニセフ)からの代表をはじめ、世界農村婦人協会、カトリック国際社会事業連合、国際婦人同盟、国際看護婦協議会、国際婦人評議会、国際職業婦人連合会、国際大学婦人連盟、国際婦人法律家協会、世界ガールガイド、ガールスカウト協会、世界カトリック女子青年連合会、世界カトリック婦人団体連合、世界キリスト教婦人矯風会、世界YWCA等の婦人団体の外関係諸団体からもオブザーバーが送られた。

事務当局としては、国連事務局本部の婦人の地位課長代理ソフィ・グリーンバグ・ヴィナヴァ夫人ほか3名が出席し、顧問として、キャリ・チャブマン・キャット記念財団会長アンナ・ロード・ストラウス女史が出席した。

C. プログラム

先ず開会に先立ち、次の役員が選出された。

議長 ラエム・プロモボル・ブナブラソブ夫人(タイ)

第一副議長 スチエタ・クリバラニ夫人(インド)

第二副議長 サム・サリ夫人 (カンボディア)

記録報告係 ダウ・シエイン・ティン女史 (ビルマ)

又、専門家会議の勧告により、事務局が準備していた議事次第が先ず提出されて、次のように採択された。

1. 開会
2. 役員選挙
3. 議事採択
4. 市民の権利と責任の意義 (政治の各段階への参加の如き正式な方面と共に、市民たること (Citizenship) の広義の解釈及び実際的な意味の審議を含む)
5. すべての段階、分野の政治過程における婦人の参加
6. 婦人の公的生活への参加に影響ある要因
 - (a) 教育の状態
 - (b) 経済の状態
 - (c) 保健の状態
 - (d) 社会及び宗教の態度
 - (e) 家庭や地域社会における婦人の活動に影響ある「社会開発」の状態
7. 本セミナーの分野に関する婦人や婦人団体の活動
8. 婦人の参加が促進増大されるべき諸事業 (政府、国際機関その他私的財団の計画を含む)
9. セミナーの報告書の審議

なお各議題毎に次のような参考資料が提出された。

「市民の権利と責任の意義」カナダ成人教育協会事務局長エドワード・A・コルベツト博士

「すべての段階、分野の政治過程における婦人の参加」キヤリー・チャブマン・キヤット記念財団会長アンナ・ロード・ストラウス女史

「婦人の公的生活への参加に影響ある要因」国連専門機関 (ILO, FAO, ユネスコ、及びWHO) ユニセフ、及び国連事務局社会問題局、並びにビルマ政府社会設計委員会委員長ダウ・キン・キイ女史

「セミナーに参加した諸国における婦人及び婦人団体の活動」各参加者

「婦人の参加が促進増大されるべき諸事業」これについては参考資料の提出なし

D. 議事進行手続

会議は形式にこだわらず、各参加者のみならず、代理もオブザーバーも発言の機会を与えられた、会議は公開され、できるだけ国連経済社会理事会の機能委員会議事手続に従って、議事を行つた。

又、各議題毎に司会者がきめられた。

各議題につき、司会者が参考資料をあげ、アジア婦人の場合について自分の意見を述べ、次いで各参加者やオブザーバーが意見を述べてから、意見の一致したことについての概要が、結論案の形でセミナーに提出され、審議、修正を経て採択されるという順で進行された。

以下の各章は、セミナーの報告書の第2章以下の全訳である。

第2章 開 会

36. セミナーは、(1957年8月5日、タイ、バンコクのサラ・サンティタムに於て開会された。仮議長のライアド・ビブソングラム夫人が開会を宣し、このセミナーの最初の催しが、アジアで行われることを感謝し、タイがその開催国となることを述べ、主催者たる国連事務局人権局に謝意を表した。

37. タイ政府首相 P. ビブソングラム閣下が政府を代表して、セミナーに参加するためにアジア諸国から集つた人々に対し歓迎の辞を寄せ、外務次官ナイ・ラク・パニヤラチュン閣下がこれを代読した。

38. 国連事務総長ダグ・ハマーショルド氏も、セミナーの参加者に対して成功を祈り、開催国として諸便宜を提供したタイ政府に対する謝意を表するメッセージを寄せた。これは国連事務局人権局婦人の地位課長代理リフネ・グリンバーク・ヴィナヴァ夫人が代読したが、夫人も又国連を代表して参加者達に挨拶を行つた。

39. セミナーは、ベガム・ゼン・アン・ニフサ・ハミデユラ女史 (パキスタン) の提案により、タイ政府とライアド・ビブソングラム夫人がタイに参加者達を招き親切にもてなしてくれることに対し感謝決議を行つた。

40. 小休憩の後、前述の如く、役員選挙へ進行した。

第3章 市民の権利と責任の意義

- 4.1. セミナーは三回にわたる会議において、市民の権利と責任の意義について研究を行った。国連事務局婦人の地位課長代理ソフィ・グリーンバーグ・ヴァイナヴァ夫人が司会をつとめた。
- 4.2. この問題に関する参考資料として、「市民の権利と責任の意義」と題するカナダ成人教育協会事務局長エドワード・A・コルベット博士による論文が提出された。この論文は婦人の参加の程度によつて分けた各種の市民活動の領域、そして特に投票する権利と責任、選挙に立候補する権利と責任及び政府の事業や政策の遂行に参加する権利と責任について論じているものである。この他に、各国の状況に関し参加者が作成した書類の該当部分をも研究した。
- 4.3. 議論の間で、婦人の公的生活参加を阻む種々の要因の間の互の関係が常に強調され、教育や経済や、保健の状況、社会的及び宗教的態度そして地域開発などの要因を深く考慮することがアジア婦人の公的生活に対する効果的な参加を増大する方法として非常に重要であることが指摘された。
- 4.4. この議論の諸目的のため、“市民の権利と責任”という語はたゞ投票権と公職に立候補する権利のみならず、選挙された政府の事業と政策を施行する責任とか、経済的独立や地域開発を主唱する責任なども含むものと解釈された。又、市民的責任という語には、政府を促し大衆の関心事に対して行動をおこさせるような世論を形成することも含むべきであると考えられた。
- 4.5. 参加者一同は、市民としての責任の遂行は成人市民の各人が日常心がけるべきことであり、一人一人が個人としても、又、団体や組織活動に協力するという形でも働くことによつて、“実践による勉強”をし、社会の福祉のために貢献することができるということに意見が一致した。或社会における社会不正は、どんな小さなことでも、その社会全体としての力を減ずるものであることが指摘された。それによつて、婦人のみならず、社会の各層がその市民的権利を充分に行使すべき原動力を奪われてしまう。であるから、市民的責任の概念中には、特に経済的保証、正義及び生活と労働の相応な水準ということが、安定、よい市民意識、健康な国民生活の基礎であることから、市民生活の基礎的分野のすべてにわたり状態を改善することを含めるべきであると提案された。
- 4.6. 数人の参加者達は、アジアの多くの国で現在は婦人も参政権を持っているが、これらの市民的責任実行に対して相当な無関心さが見受けられることを述べた。これは、或程度、そして

或国々においては、家族における婦人の従属的地位によるものであると考えられた。

- 4.7. 参加者達は、繰返し、婦人は自分達の市民として、個人として、又家族の1員としての責任は互いにはつきり分かれるものでなく、よい市民は家庭から始まるということを充分に理解するように育てられるべきであると強調した。彼らは、婦人の役割を家庭のみに限ることに對して警告した。何故ならば、婦人の市民としての責任は、家庭のおくを越えて、社会的活動に参加活動するということになると意見が一致したからである。
- 4.8. これに関連して、アジア諸国の婦人達の多くは家事の重荷を負っており、時間を喰う家政の緩和の必要ということに注意するべきであると指摘された。これは特に働く母親が食事の仕度や日常の家事及び育児などのために必要とする時間との関係で重要であると考えられた。結果として余暇がふえれば婦人が社会や国家の生活に参加する可能性ができるであろう。
- 4.9. 特に、社会のすべての階層が社会生活に充分参加することを保証することの必要性が強調された。そして、大変な努力の後獲得した憲法上の権利と自由が無関心に放置されることなく、日常生活と、男も女も、すべての市民の聰明な理解の上に確固たる基礎をもつていなければならない。又、男子は婦人の市民としての権利と責任を知り、充分に理解するように育てられるべきであり、社会は婦人が市民としての義務を果たすことを励まし、精神的支持をするべきことが強調された。
- 5.0. “実践による勉強”ということは、男子にとつてと同様婦人にとつてもその市民意識を増大する基礎的方法の一と考えられた。地方的に行われる個人やグループの活動は、男子や婦人に市民意識の原理を教えるのに役立ち、その地域の福祉のために有用な事業を指導し完成することは、更に国家的なレベルの事業を行うための刺激となると考えられた。参加者達は特に、コルベット博士の論文中に現れたこの点を説明する例、たとえばカナダにおける婦人協会と聖フランシス・ザヴィエルの実験とか、英領西インド諸島にはじめられた自助の実行などを挙げた。参加者達は、各自の国での自分の体験をも引きあいに出して、これらの例を支持した。コルベット博士が説明しているカナダ農村ラジオ公会所の経験はアジア諸国でも政府や民間団体が採用して役に立つ可能性を示しているとの意見であつたが、しかし、或地方では電気の設備がないことが、ラジオによる市民教育の範囲を限定し又は阻害すると述べられた。
- 5.1. 多くのアジアの国において、都市でも農村でも、貧困、病氣、不安、高い子供の死亡率などが常に婦人を悩ましているという、好ましくない状態の多いことが特に強調された。そこで、

これらの地方で先づ最初に手はどきとしての市民教育には、母と子の福祉、家内工業、栄養、生活改善等の実際的な課題や、これらのように、婦人にとって実際に関心があり、直接経済的にも得になるような題目を含めなければならないことが認められた。婦人達を日常家事から解放するリタレーションの必要と婦人達の宗教活動に対する深い関心も、婦人達に市民としての権利と責任の概念を教える媒体として利用されるべきである。これに関連して、参加者達は再び、婦人の公的生活への参加に影響する種々の要因の相互の関連性を強調した。

5.2. 市民教育のより正式な面に関しては、基礎的な市民教育は、家庭と学校において、女の子にも、男の子と同様与えられなければならない。そしてその教育は人格、市民意識及び人間関係の理解力等の向上を含むべきであると考えられた。又、善隣精神を奨励すること、市民教育の必要な一部と考えられた。又、少女も婦人も、平等の公民権を得たのであるから、彼女達も男子と共にその市民としての責任を果たさなければならないことを認識するよう、特別の訓練がなされるべきであるとの意見が述べられた。

5.3. 市民的責任感の向上は、正規の教育の恩恵を受けた婦人達にとっては特に重要なことであると考えられ、これらの婦人達が社会生活に充分参加するべきことを認識させる方法や手段を探すことに重点をおくべきであると考えられた。より高い教育を受ける特典を得た婦人達は、その地域の福祉や教育を余り受けていない婦人達の向上のために大きな貢献をすることができると考えられた。

5.4. 司会者が作成した結論の概要案を審議した後、セミナーは次の如き結論を採択した。

1. 市民の権利と責任の意義を分析して次の結論を得た。市民活動の実行は、すべての成人が日常関心をもつべきことである。何故ならば、市民の権利は、地方議会や国会の選挙に投票したり、立候補したりする政治的権利の行使に止まらず、すべての市民の生活の基礎的な分野の改善をも含むからである。
2. いかなる種類の社会的不正も、社会のすべての階層から、自由を充分に正しく行使する要因を奪う。市民としての責任の中には、選挙された政府の計画や政策を実施するというもの、経済的独立や地域開発の計画を率先して行うこと、そして、政府を促し、大衆の関心事に対して行動をおこさせるに足る世論を形成することなどがある。
3. アジア地域諸国の多くの婦人達は、自分達の家庭や家族に対する責任と社会全体に対する責任の密接な関係をまだ充分知っていない。この地方の諸国の婦人達は完全な政治的権利を有しているが、その市民としての権利と責任の履行については或程度無関心であり、それは、

家族における婦人の従属的な地位のためと思われる場合もある。

4. 婦人達は、市民として、個人として、そして家族の1員としての責任は不可分のものである。そして、よい市民たることは先ず家庭から始まることを充分に理解することが最も重要である。婦人はその家庭的責任と、公的生活への参加を其結果すのが望ましいことを知るべきである。

5. 婦人の市民的責任感が向上し、社会のすべての階層も政治的権利を、充分に、正しく行使して、困難の後ようやく得た自由を聰明な理解に基づき日常のものとして身につけることが重要である。又、男子が、婦人の市民としての権利と責任をよく知つて、婦人がその市民としての義務を行う時に、社会の激励と精神的な支持を与えられるようにすることも大事である。

6. “実践による勉強”ということは、男子にも婦人にもその市民意識増大の基本的な方法の一つである。地方での、個人やグループの活動は、男子や婦人に市民意識の原理を教えるのに役に立つ。地域のための有用な事業に着手し完了することは、地方において更に事業を行つたり、国家的な問題を理解するための刺激として役に立つ。

7. 貧困のため、都会でも農村でも、多くの国の婦人達が、心配と不安をもっており、又、家事の重労働もあるので、公民教育の計画を、母と子の福祉、家内工業、栄養、生活改善等の、婦人が実際に興味をもち、直接に経済的にも又リタレーションとしても役に立つような、実際的な講習と一緒に行うことが必要である。婦人の宗教に対する深い関心も、市民としての権利と義務の概念を知らせるのに利用すべきである。

8. このような市民教育は、それぞれの国の社会的状況とか、婦人が参政権を得てからの年月に合うようにする必要がある。市民教育の基礎は家庭や学校で、男の子にも女の子にも与えられるべきであり、その中には市民意識や人間関係の理解の向上を含むべきである。

9. 時間のかゝる家事を軽減し、婦人が余暇を得て社会の活動や事業に参加し、そしてその市民としての権利と責任を実行する領域を増大していくことが出来るように注意するべきである。

10. 教育ある婦人達に、その市民としての責任を自覚させ、その義務を充分に履行するよう奨励する方法を見出すことに特に重点をおくべきである。何故なら、これらの婦人達は、社会の福祉や、教育を受けてない婦人の進歩のために大きな貢献をすることができるのであるから。

第4章政治の各段階における婦人の参加

- 5.5. 三回にわたる会議において、セミナーは政治の課程における婦人の参加についての研究を行った。キャリー・チャーマン、キャット記念財団会長で、セミナー事務局の顧問であるアンナ・ロード、ストラウス女史が司会をつとめた。
- 5.6. 参考資料として「政治の各段階における婦人の参加」と題するストラウス女史の論文が提出された。この論文は(a)政治の各段階における婦人の参加の機会が増大しつつあることとその利点、(b)有志として働く人々の増加、(c)地域単位の接近方法の重要性、(d)政党の仕事における婦人の参加、及び(e)国際問題における婦人の参加について述べている。
- 5.7. セミナーは、又、エドワード・A・コルベツ博士の「市民の権利と責任の意義」と題する論文中からも関係の部分参照した。又、各国の状況に関し参加者が作成した書類の該当部分をも研究した。
- 5.8. 大体、議論は二つの主要な点に集中した。即ち婦人が投票権を行使するように確保することの重要性及び政府中の、選挙されてつくポストに婦人をもつと多く出すことの緊急な必要性である。
- 5.9. 投票権行使の問題の審議中、婦人は選挙の時に投票するようといわれるばかりではなく、聡明な投票をすることの重要性を十分に理解させられねばならないということが繰り返し強調された。政治の各段階への参加の責任は、単に選挙運動期間中のみに限られるべきでなく、市民は、常にその国の政情について充分承知していなければならない。
- 6.0. 最近独立した、アジアの諸国では、選挙の日はお祝いのように考えられ、投票権は、ようやくかも得た特権として大切に考えられているという話がなされた。
- 6.1. 幾人かの参加者は、自国における男女有権者、それに比べて登録されている男女選挙人及び実際に投票した者の数の率に関する統計を挙げた。アジアの多くの婦人達は近所の人の誘いに不当に影響されたり、夫が支持する政党や候補者に自動的に投票してしまう傾向があるので、自分で考えて投票することをすすめる必要があるということになった。
- 6.2. 国会に婦人の議席を確保しておくことのよし悪しについても審議された。席を確保するという事は、普通、一定の期間に限り、臨時の過渡的方法として、行われるものであると述べられ、或参加者達は、国会に婦人のための議席を確保しておくことは、婦人が参政権を得た直後において、婦人に政治的責任の実行について教育する方法として役に立つたと考えた。しかし、

一向は、最後の目的は、男子も婦人も同様に全議員をその能力と資格に基いて選挙することであるということに意見が一致した。これに関連して、婦人も、選挙されるポストに適格な候補者になれるように訓練が必要であることが強調された。

- 6.3. 政治の各段階への婦人の参加の増大の方法、年段を審議している時に、参加者は、政府が主催して行い市民教育は、大衆に公民学や国家と地方の政治機構などの知識を広める上に大変重要であるとの意見が出された。又、マスコミュニケーションの媒体を用いて選挙の問題、政党の政策、各候補者の資格などを有権者に知らせる、ことが望ましいと述べられ、注目を惹いた。これに関し、新聞や雑誌も重要な役目をもっており、視覚的なもの、映画も充分に利用されるべきであり、ラジオ、テレビなどもできるだけ利用しなければならないと考えられた。選挙の歌も有効であると述べられた。
- 6.4. 特に、教育ある婦人達が充分選挙に参加するよう奨励することが大事であると強調された。
- 6.5. 選挙運動に対する婦人の関心を昂めるには、婦人達が特に関心を持っている国家的及び地方的な問題、たとえば国家や地方の福祉事業の進捗状況について知らせることもよいであろうと指摘された。これに関連して、保健、栄養、教育、婚姻法、生活費、住居、道路建設及び原子力開発などが、婦人の特に関心を持つ問題として挙げられた。
- 6.6. 政府中の、選挙による地位に婦人をもつと多く出すという問題については、多くの国で、婦人が立候補をいやがると述べられ、アジア諸国の立法府における婦人の率が低いことは遺憾であると述べられた。婦人もその国の政党内での仕事のやり方を勉強し、選挙の時には候補者として公認されるようにするべきであると云われた。又、婦人団体が、政党に働きかけて、婦人を公認するようにする役目が強調され、特に、婦人の候補者が公平に当選の可能性のある選挙区で公認されるように確める必要があると強調された。
- 6.7. 政党的なかたよりのない団体も、又政党と同様に、婦人がその市民としての責任を果すよう教育する上に、重要な役割があると考えられ、この二つの型の団体とも、婦人が市民的政治的活動の分野にもつと進出するように努力しなければならないのである。アジア諸国において政党内に婦人部が組織されたことは、重要な進歩と、考えられた。そして政党婦人部によつて催される会議、研究会、訓練隊などは、婦人の投票を政党が次第に重視してきたしるしとして注目された。
- 6.8. 民間有志団体の役割の論議に注意が相当集中した。それは、民間団体はその各会員に、指導者としての訓練をしたり、地域の問題の実際的な知識や地方の問題とか政治問題がもつている、

意味を広く理解することなどを教えることができると考えられたからである。

69. 民間有志団体は個々の市民と政府の各種機関との間を結ぶ大切な環として役に立つと考えられた。何故なら、このような団体という手段を通じて個人が、自分達に関係ある法案が立法府で審議されているときに、その意見を明らかにすることができるからである。或幾つかの国々では、政府の行政部の機関や省は、その事業の計画や実施及び公債の支払いなどにおいて、民間団体の経験をとり入れていることが指摘された。これに関連して、司会者は、自分の論文中の関連部分、即ち、アメリカ合衆国における民間団体の働きが説明されているものをあげた。そして、それを図表、羅沙板や黒板の表などの視覚材料を使つて説明し、自国で行われているグループ教育の技術の例を示した。

70. 民間団体の運営には適当な規則に基く組織が肝要であるとの意見が述べられ、時々、幾つかの団体が、似たような目的を掲げて、全部又は一部が重複することがあることが注目を惹いた。或国々では、そのような重複は、すべての団体が政府に登録することにより、又他の諸国では、団体が自分達の発案で集つて、共通の目的を達成するために、最もよい工夫を考へ合うことにより、避けられると述べられた。民間団体が協力する協議会の例が出され、このような協力機関を作る際に規約のことや実際上での問題がおこつた場合は、諸団体の会長達が集つて自由な討論や会議をすれば、協力の促進に役立つであろうというのが、一同の考へであつた。或参加者は、自分の国で、共通の目的のために諸団体がセミナーや研究会を組織することが大変役に立つたことを述べ、このような全国会議が、このセミナーの結果とその結論の実行方法について討論するために開かれることになつていと述べた。

71. セミナーは、又、個人を、民間有志団体に加入させるいろいろな方法について審議し、会員募集の時には、個々の性格をよく考慮しなければいけないと話し合った。有志及び事務局員やその他の職員を適当に訓練する必要性が特に強調され、この面でも、研修や研究会が大変役に立つと述べられた。又、将来指導者となるべき素質のある人が、執行部の地位に選ばれる機会を与えられるべきこと、そして、そのために、規約は役員の交替を保証し、団体の指導権が永く続きすぎることとをさげねばならないとの意見が出された。

72. 多くの方言が話され又交通機関が少くて不十分な諸国で全国的又は地方的な団体の当面する諸問題に注意が惹かれた。このような交通や通信の困難は特にアジア諸国の農村地帯において緊急になつていゝと考えられた。

73. 民間有志団体のための基金募集の問題がやゝ詳細にわたつて審議された。何故ならば募金運

動は社会をして団体の目的を理解させる機会となると同時に、会員達を団体の組織技術について訓練する機会となるものであるからである。政府その他からの補助金は、特別の事業か特別の目的のためにのみ受けとるべきであつて、通常の団体運営は、できるだけ会員の会費によつてまかなわれるべきであるという意見が出された。一人又は数人の金持ちの後援者の寄附に頼ることの危険性が指摘された。数人の参加者は、政府の補助金は、場合により団体の意に反して、政府から干渉されたり独立性を失うことになることがあると考えた。バザー、慈善市、慈善ダンスパーティー及び富くじなどが財源として挙げられた。

74. 最後に、募金運動の時期を慎重に選ぶことが強調され、なるべく多勢の人から少しづつの献金をしてもらう場合の心理的な面について特に注意すべきであると述べられた。これに関して、各個人の、特に非常に惨めな貧困の人々の自尊心をきづつけないようにする必要があることが例をあげて述べられた。慈善的な寄附金の所得税免除ができれば大変有利であるといふことが強調された。

75. 司会者が作成した結論の概要案を審議した後、セミナーは次の如き結論を採択した。

1. 市民教育と団体活動における実地の経験は両方とも婦人が投票や立候補にもつと参加するようにするために、不可欠の要素である。
2. 民間有志団体は各会員に団体組織の技術を訓練し、指導者としての経験を与え社会の問題の実際の知識とともに地方的問題や政治的問題が含む意義を広く理解することを教えるので、婦人にとって大変貴重な訓練の場である。
3. 民間有志団体は、又、種々の政府機関と個々の市民の間を結ぶ大事な環として役に立つ。各個人は、これら団体という媒体を通して、自分達の地方に関係ある法案が審議されている時に、自分達の意見を立法府に知らせることができる。政府の行政機関は、或国々では、現在ある民間の部社、教育団体の経験を、政策の立案や施行及び公債の出し方などに取り入れている。

4. 民間有志団体の当面している問題には次のようなものがある。

- (1) 規約による組織
- (2) 類似の目的や目標の組織の重複
- (3) 働く会員の獲得
- (4) 役員の交替
- (5) 共通の目的達成のための団体間の協力

(vi) 基金募集

(vii) 交通と通信の困難

(viii) 有志指導者の訓練と職員訓練

これらの問題を解決することは、政治生活への参加に対する貴重な経験となる。

5. 或国々では、政党が婦人部を組織し、婦人部は、婦人がその仕事に参加するよう教育し奨励するため、会議、研究会及び訓練隊などを催す。政党的に偏らぬ市民教育のための団体は、特に婦人が市民としてその責任を果すよう教育するのみならず、婦人達が市民活動の分野に出て働くようにするという有用な役割を負っている。
6. 婦人団体は政府の各分野で公職につく資格のある婦人が選挙に立候補しなり任命の候補者になるよう奨励するべきである。
7. 政治問題や選挙運動に対する婦人の関心は、婦人達が特に興味を持つような、保健、社会福祉、婚姻法、生活費、教育の改善、住居、道路建設、原子開発等に関係する国家的、地方的な問題について知らせることによつて、高めることができる。
8. 政党と共に、及び、その内部で働く方法を改善し、もつと多くの婦人候補者が出され、選挙にあつて公平な競争の機会のある選挙区に立候補させられるようにする必要がある。
9. 或国々において行われている、国会に婦人の議席を確保するやり方は、婦人が参政権を得て間もない時に、その政治的責任を果すことを教育するための臨時措置としては役に立つ。しかし、目的は、すべての議員が、性別よりも、能力と資格とに基いて選挙されるように努力することにおくべきである。
10. 婦人が国会や地方議会の選挙に適格な候補者となるよう訓練することは、市民教育の重要な分野である。

第5章 婦人の市民としての権利と責任及び公的生活参加に影響ある一要因としての教育

- 7.6. 三回にわたる会議において、セミナーは婦人の市民としての権利と責任及び公的生活参加に影響ある一要因としての教育の問題について研究を行った。フィリッピン女子大学副学長のヘレナ・ベニテツ女史（フィリッピン代表）が司会をつとめた。

- 7.7. 参考資料として、「婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての教育」と題するユネスコ事務局作成にかゝる資料が提出された。この資料は、序文及び教育に関係ある基礎的な諸問題、たとえば経済開発、社会的態度、婦人教員の状態及び少女と婦人の市民教育などや、東南アジアにおけるユネスコの教育活動の概要などを含んでいる。

- 7.8. セミナーは、又、エドワード・A・コルベツ博士の「市民の権利と責任の意義」及びE.A.Oの作成した「家庭及び生活改善」と題する論文中からも関係の部分参照した。又、各国の状況に関し参加者が作成した書類の該当部分をも研究した。

- 7.9. 又、セミナーは、1957年7月経済社会理事会が、婦人の地位委員会の勧告により採択した婦人の教育に関する決議に注目したが、その決議は特に、国はその教育進行計画で次のようなことをするように勧告している。

(a) 基礎教育計画において、初等教育を受けていないすべての者の平等な参加と、教育が一般に遅れている地方の女子人口中の文盲に対する強力な運動の爲の設備を設けること。

(b) 女子の小学校就学率を増加するために以下の方法により必要な態勢を整えること。

(1) すべての者のための全般的な無料のそして義務的な教育の制度を設置及至拡張し、

(i) 十分な数の学校、教師及び一般的教育施設を完備する。

この決議に対し、セミナーは満足の意を表し、国連婦人の地位委員会の努力によつて、世界の低開発地域における婦人のためのよい教育施設供給の問題が、政府の業務として取り上げられるべき保証が遂に得られたことを指摘した。

- 8.0. 司会者の提案により、セミナーは、教育の定義として、現状をよりよく変更しようとする組織的なこゝろみであつて、正式な又は正式でない訓練の講習のみならず、家庭における子供のしつけや会議や討論グループの結成をも含む、と考えた。そして、教育の三つの型について審議した。(a)基礎的教育 (b)家庭や家族生活の教育及び(c)市民教育である。実際の政治教育については、市民的権利の意義についての議論中に含まれていると考えられるので、余り詳細にわたつては扱わなかつた。

A. 基礎教育

- 8.1. 司会者は、アジア地域において、諸国間に存在する大巾な違いを取り上げ、或国では95%以上の婦人が読み書きができるかと思えば一方には読み書きのできる婦人は10%以下である国々もあるという二重であることを指摘した。司会者は、Y.S. ヨング夫人の作成された「サラワクにおける婦人及び婦人団体の活動」は、最も開発のおくれている地方でも、如

何にして婦人が教育のすべての段階で男子と同様に立派な役割を果し得るかということを示す大変貴重な例をあげていると述べた。又、ユネスコの文書中に出て来る次のような言葉を取りあげて、討論の場を提供した。

“人々が、男子も婦人も、公的生活に参加する程度は、(a)かれらがその社会の経済的社会的発展に貢献するように用意されている程度、及び(b)どのような貢献をする機会を持つ程度による。”

- 8.2. 審議された問題の一つは、多くのアジア諸国の中にみられる、高度に教育を受けた婦人と文盲の婦人との懸隔が増大しつつあることである。多くの場合、高等教育を受けた婦人達は間もなく教育のない婦人仲間との連絡、或場合には自国の人々との連絡さえ絶つてしまう。このことは、特に、農村から出て都会で教育された少女達の場合に顕著である。彼女達の多くは都会生活が大変気に入ってしまうので、故郷へ帰らせることは殆ど不可能である。又、これは外国へ留学した後、故郷へ帰つて来ない婦人達についてもいえることである。政府の費用で故郷以外の土地で教育を受けた時は、教育を受けた婦人は、その故郷で一定期間働くという了解をするべきであると提案された。近代女性には、特に、学問的な技術を与えるばかりでなく、個人の人格形成を助けるような教育を必要としていと強調された。もし、彼らがその社会や国家に有用であることをわからせるというなら、彼らはその新しく得た権利に伴う責任、特に教育という特権をもたなかつた婦人達に対して負っている責任を自覚しなければならない。
- 8.3. 或参加者は、部分的解決方法として、若い婦人達にその責任を自覚させることができるような特別の学級か討論グループを設けることを提案した。又、他の参加者は、自国の伝説や宗教を勉強すれば、アジアの近代的な教育ある婦人と教育のない婦人との間の接点点を強めるのではなかろうかと提案した。又、他の1人は、高等教育の機関に送られた学生達は、教育終了後、故郷に帰り、一定期間そこで働く義務を負うべきであると提案した。
- 8.4. 基礎教育に対してアジア婦人の関心をひき、留めておくことについての困難さ、学校を終了しないうちに落伍してしまう女生徒、及び新しく読み書きを覚えた婦人が、読み書きの材料がないためにすぐ文盲に戻ってしまうことなどが審議された。女子学生に対する経済的援助も解決の一つになりはしないかと提案され、たとえば政府か民間の育英金とか、“学びつゝ稼ぐ”計画の伸長、及び本、紙、鉛筆、その他の必需物資の供給等の形をとることができる。場合によつては、交通の便宜又は交通費のための小額の金だけでも、若い婦人に勉強を続け

るよう促すのに充分であつたこともある。又他の場合には、貧しい婦人達の為に、便利のよい場所に訓練センターを設置し、彼女らにその家計を補助できるような芸術と技術を教えることから教育を始めることが必要であつた。とにかく、婦人のための教育、特に家事の分野では、もつと實際的にするべきであると考えられた。正式の教育は私立の学校や有志の訓練によつて補足されるべきである。又、女子に学業を終了させるためには、女子学生の雇用機会が開かれるべきであると共に、勉強したことを忘れるのを防ぐために卒業生にも雇用機会が開かれるべきである。

B. 家庭と家族生活の教育

- 8.5. 参加者達は、学校と家庭の間によくあるギャップは何とかして埋めねばならないという意見に一致した。多くの場合、女の子が学校へ行つて、自分自身やその家庭をどうすればよいかを習うと、その家庭と家族の生活は自動的に向上する。しかし、真に効果ある改善をするためには、両親にも学生と同じように教えることが必要である。
- 8.6. この問題についていろいろの参加者達が出した解決方法の中には、子供達が通っている学校に母親学級を設けること、貧しい地域の母親のための特別訓練講習会を設けること、及び母親達の学校参観と教師達の家庭訪問を行うことなどがあげられた。

C. 市民教育

- 8.7. アジアでは残念ながら極く少数の高等教育を受けた婦人だけが市民としての義務を実際に果たしている。このような婦人達を市民活動に参加せしめることは困難で望みがうすく、そのためにこれらの事業に彼女達を入れないということになる。
- 8.8. 或参加者は、自分の国では、この問題は高等教育を受けた解放された婦人達に、現代の社会では、その子供達を大衆から隔離しておくことはもうできないのだ、むしろ子供達が暮らしていけるような健康な社会をつくる手助けをすることが必要なのだと知らしめることによつて解決したと述べた。又、別の参加者は、自分の経験から、女子学生は学校の教室において民主的方法を習うのみでなく、貧民街や農村地帯での実習により直接体験をする機会を与えられるべきであると述べた。このようにして、多くの婦人が社会的に重要性のある市民活動をする真の希望を抱くに至るかも知れないのである。
- 8.9. 婦人に、如何にして市民活動の指導者になるかを教える訓練センターの必要性が強調された。国連やユネスコがアジアにこの種の婦人指導者訓練センターを設けて欲しいとの希望が述べられた。

2. その他

- 9.0. 幾人かの参加者はアジアの婦人に対し、教育の機会を自由に与えることはすべての問題を解決しないのみならず、新しい問題を提起することになるかも知れないと指摘した。全地域の経済的水準の向上なくしては教育の効果の大部分はすぐに失われてしまうであろう。更に、婦人が教育の機会を余計得ても、能力に応じた職業というような適当な見つけられなければ、只不満の元になるだけかも知れない。更に又、教育ある人々は自分の社会に対して批判的になるから、その批判に堪え得るように社会も改善されなければならないのである。

3. 結 論

- 9.1. 司会者が作成した結論の概要案を審議した後、セミナーは次の如き結論を採択した。
1. 基礎的教育をよくするためには、学校、家庭、社会の緊密な協力が必要である。
 2. 社会の教育的及び経済的水準を向上させるためには、基礎教育は、職業的、経済的訓練と関係づけて行われなければならない。“学びつゝ稼ぐ”計画を伸長すべきである。
 3. 文字の読み書き能力のみでは充分ではない。自由及びそれに伴う市民としての責任を守るためには教育のやり方と目的が重要である。読み書き能力のあるものが増加すれば、視界は広がるが、それは又、より賢い社会的計画と職業指導の必要を伴う。
 4. 市民教育は、その効果を上げるには、各個人の日常生活に直接関連しなければならない。これは家庭でも学校と同様効果をあげることができる。学校では他の学課と一緒に課目の中に取り入れられるべきである。市民活動に対する積極的な参加が奨励されるべきである。
 5. 政府や民間団体によつて、農村又は都会における仕事をする婦人を養成する訓練センターが設けられるべきである。国連や、その専門機関、ユニセフなどの援助による事業が要請される。

第6章 婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての経済状態

- 9.2 三回にわたる会議において、セミナーは婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての経済状態の問題について研究を行った。インドネシア総理府官房長官でインドネシア婦人会議議長のマリア・ウルフ・サントソ夫人（インドネシア代表）が司会をつとめた。

- 9.3 この問題に関する参考資料として、「婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての経済状態」と題するILOの作成した資料が提出された。この資料は(a)婦人の労働条件と雇用条件、(b)婦人労働を正しく充分に活用するためにとられている方策及び(c)アジアにおける婦人労働力の保護と充分な活用のためにILOが行っている活動についての情報などを含んでいる。セミナーは、又、エドワード・A・コルベツ博士の「市民の権利と責任の意義」及びFAOの作成した「家庭及び生活改善」と題する論文中からも関係の部分参照した。第一の資料（ILOの作成の）中には、「婦人労働力を正しく充分に活用するためにとられている方策」という一章があり、その中には、アジア諸国において、婦人労働を農業、手工業、工業及び商業、専門的職業などにおいて活用すべきであるとの見解のもとに行われた諸活動の概要を述べられている。第二の資料では、特に家庭経済について注意が払われている。セミナーは、更に、各国の状況に関し参加者が作成した書類の該当部分をも研究した。

- 9.4 セミナーの参加者達は、アジアにおける多くの村では、家族が大変貧しいので家庭を維持するために母親が自分の時間をすべてそのために費さなければならないことを指摘した。集合家族の制度が崩壊する傾向が次第に増えて来ているので、婦人が外で働くために家を空けることが一層難しくなつて来た。

その結果、これらの婦人がその家計を助けることができるようにする新しい手配をし、又、彼女達に賢いお金の使い方を教えることが大切である。

A 婦人の職業指導

- 9.5 ILO作成の資料中には、特に、次のような一節がある：

“アジアでは、殆どの国で、その社会的様式は、その土地固有の失業や不完全雇用及び大多数の住民の惨めなまでに低い生活程度によつて、大きく影響されている。経済的必要、これが絶対的に必要なことが多いが、そのために婦人は労働市場に入らざるを得なくなる。故に、国家経済の必要に適合するようなやり方で、婦人の就職、報酬を伴う雇用機会を拡大すること、

及び、婦人達が拡大する産業の中で有効な役割を果たすのに必要な知識や技術を得ることが大切であると思われる。”

- 96 セミナーの参加者達は、アジアの婦人は、今は、その多くが各分野の不熟練作業にのみ適している、職業補導を必要としているということに意見が一致した。参加者達は、中層階級の婦人……特に未亡人……で、殆ど教育がなく、或は正式な教育を全然受けていないものが、突然自活の必要を生じた場合に、その職業補導には特別な問題があることを認めた。

アジアの婦人が職業につき産業で働けるようにするためには、職業補導施設の非常な増大が必要であると述べられた。更に、看護婦、助産婦、社会福祉関係の仕事をする人、及び教師にはできるだけ多くの婦人を養成したい。これらの職業をもつて農村で働く人の養成は、その婦人達が補導後村へ帰って残っている人々を助けるという約束をすれば、できるであろう。補導のうち或ものは、補導員即ち近代的技術を習得して農村地方に出向き、各方面における婦人の経済的條件を、その日常活動を阻げることなく、向上させる仕事をする者によって行うこともできる。

B パートタイムの仕事

- 97 アジアの婦人達がパートタイムの仕事をする機会が増加すれば、アジア諸国における婦人の経済状態はずっと向上するであろうとの意見が出された。この線に沿って、政府や業界が行った大規模な計画は、すでに成功しており、婦人が家庭で、糸を紡いだり、布を織ったりその他の複雑な作業をできるように考えられた新しい計画が出来て、このような婦人達が工場に働く労働者に劣らず競争することができた。パートタイムの婦人事務員、速記者、機械操縦者などを政府が次第に多く使うようになったことは、前進への重要な一歩として認められた。特に、既婚婦人達は、歴々専門的知識や技術をもっており、もし彼女らが一日数時間家を空けることができないとしても、その知識や技術は活用されるべきである。これに関連して、一週六日で四十八時間の労働時間を - アジアでは正常なことであるが - 婦人たちがもつと家庭のことに時間をかけることができるように、早く減らしたいとの希望が表明された。

C 共同団体

- 98 共同購入と共同販売の団体は、アジアの婦人の経済的水準を向上せしめるのに重要であるとして喜ばれた。これらの団体は、婦人達が家庭で生産した品物を売り買いするのを助け、貯金や、必要なら借金をすることのできる施設を設けるのに役立った。普通なら、諸々の仲介人によつてとられる利益を除くことによつて婦人の家内労働者の収入水準は実質的に向上した。

D 働く婦人の為の住宅施設

- 99 アジアにおいては、政府も民間機関も、僅かの稀な例外を除いては、働く婦人のために、彼女達が家を離れて安全な健康な状況の下に生活できるような住宅施設を供給しているところがないということが遺憾とされた。若い婦人が、家庭を離れて職を採る際、特に未開発の諸国では、当面する困難は大きいと指摘された。適当な住宅を探し、搾取から保護され、新しい社会における生活に調和していくことは、これらの問題に関して何かの援助がなければ難しいことなのである。

B 同一労働同一賃金

- 100 数人の参加者が同一労働同一賃金の問題をとり上げ、それぞれ自国ではこの原則が十分に採用されていない、実際面において、民間産業でも政府でも婦人は同じような仕事をしていても男子より少い給料しか貰っていないことが述べられた。男子の側からいうと、同一労働同一賃金の履行は、婦人が同時に産前産後の休暇の如き特別の措置を要求する限り、難しいと指摘された。各国において指導的立場にある婦人が、指導的立場にある男子とこの問題を話し合つて積極的に同一労働同一賃金の原則を完全に採用するという解決へ導くようにするべきであると提案された。これに関連して、労働組合の援助を常に頼みとしたいものである。

F 妻の財産権

- 101 或参加者は、最近まで封建的な経済が存在していた諸国では、妻は夫と同じ財産権を持たず、自分で稼いだ金を処分することさえできなかったもので、妻が財産的、経済的に独立するということは不可能であつたと述べた。そして更にもう一つの困難 - 多くのアジア諸国における家族法上の不平等な婦人の地位を指摘した。この不平等な地位の結果の一つとして、婦人が、理論的には投票権を獲得した後にも、事実上はその投票を自分の意志でなく夫の望みに従つて投ずるよう強いられることもあつたのである。

G 結論

- 102 司会者が作成した結論の概要案を審議した後、セミナーは次の如き結論を採択した。

1. 婦人が熟練を要する専門的な仕事につき生活水準を向上させるために、都市でも農村でも、婦人の職業補導施設を増加する必要がある。この目的のため、教育のある婦人を訓練終了後農村地帯に引きつけるべき特別の措置がとられるべきである。
2. 近代的技術を訓練された働く婦人達は、農村における人々の経済状態を改善し、農村婦人が都市の中心へ移動するのをせき止めるように、農村へ派遣されるべきである。

3. 政府を含み使用者達は、家庭的責任を負いつつ働く婦人達の為にパートタイムの仕事の機会を増加し、これらの婦人達が、更に年をとつてからも職場に復帰できるようにするべきである。政府は、全日の仕事にはつけないが、専門的な知識をもち、有用なパートタイムの仕事を行うことのできる既婚婦人達を、専門家又は顧問として、利用すべきである。
4. アジアにおける集合家族制度消失の傾向によつて、婦人が家庭の外で働くことは以前より難しくなつた。子供の世話をする托児所や幼稚園が、この問題を解決する一つの方法である。
5. 共同団体は、婦人にその生産物の受け口を与え、又安い値段で物を買うことができるようにし、或いは融資その他の便宜を提供することによつて、家族の経済的水準を上げるのに重要である。
6. 多くのアジア諸国においては、家庭から離れて住む働く婦人を、健康で安全な状態におくために、適切な住宅設備の必要に迫られている。
7. 労働組合と婦人団体は、婦人のために適当な労働法の立法や実施を含み、よりよい労働条件を確保するに当り、役に立つ仕事をする事ができる。
8. 或国々では、婦人の経済的独立を守り、婦人が公的生活により盛に参加できるようにするために、妻の財産権を規定している法律、習慣、及び慣行が改められなければならない。

第7章 婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての保健状態

- 103 二回にわたる会談において、セミナーは婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての保健状態について研究を行つた。医科大学母子保健部長シンダバ・サヤン・ハ・ヴィカシット博士(タイ代表代理)が司会をつとめた。
- 104 この問題に関する参考資料として、「婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての保健状態」と題する世界保健機構(WHO)のニューデリー事務局の作成した資料が提出された。この資料は序文に加えて、アジアにおける保健状態の調査及び、WHOの援助を得て行われた事業で、婦人の市民意識を促し、公的生活参加の増大をもたらしたもののについての説明などを含んでいる。諸国政府に対するWHOの援助の数例が附録としてつけられている。
- 105 更に、セミナーの爲、ユニセフの作成した「ユニセフ後援事業を通じて婦人の公的生活への

参加」という資料が提出された。これは、ユニセフが行つていろいろな種類の後援事業を説明し、婦人が国家や地方の保健状態を改善するために果たした貢献について分析したものである。

- 106 セミナーは、更に、参加者の作成した書類中、各国における保健状態について説明されている部分を参照した。
- 107 保健や環境改善などは、各個の婦人が地域の生活と事業における指導権をもつことのできる活動分野であるということにセミナーの意見が一致した。家族の保健と福祉、家庭の世帯などは婦人の最大関心事であるから、特に努力の仕甲斐のある分野であると考えられた。婦人は組織を通じて、又個人としても、保健状態の改善のために働くことができるということが、討論の間に繰返し強調された。
- 108 特にアジアの婦人に関係のある、緊急な保健の問題について、多少詳しく分析が行われた。
- 109 諸問題の中で、栄養不良、栄養失調が最も重要なものと思われた。栄養不良については、農産物の増産と、優秀な種子と化学肥料と進んだ農業技術によつて食事の内容を豊かにすることが必要であると指摘された。国連、専門機関及びユニセフ等が、補助食料やビタミンの配布により食事内容を豊かにする事業が説明された。
- 110 栄養失調を論じた際には、学校や団体や政府の事業によつて、人々、特に母親達に食事の正しい習慣と方法を教える必要があることが痛感された。家族が家庭菜園で果物や野菜をつくることを奨励してはどうかという提案がなされた。学校給食は子供達やその親達に偏らない食事の価値を教えるよい方法であると指摘された。
- 111 参加者達は、食料供給の豊富な地域でさえも栄養失調が存在し、玄米よりも白米を好んで食べる事が流行してきて、米を主食とするアジア諸国における重大な栄養偏向の問題を生じていることを認めた。
- 112 教育を受けた婦人及び高収入階層の婦人達が玄米を用いて、範を示さなければいけないとの意見が出た。映画やラジオなどの公共情報機関をもつて使つて玄米を食べるように教え、又玄米を食べることからくる食事の偏向に対処するため、正しい米の調理方法と必要なビタミンを含む代替食料を使うことを教えるべきであると考えられた。FAO代表はこれに関連して、米食と栄養の問題に関する一般向けのFAO印刷物があると述べた。
- 113 特に暑い気候のところでは、熱湯を使うことが、臺所を衛生的にし、病菌をなくすために最も大切なことであると考えられた。

114 給水と環境衛生の問題にも相当強く注意が払われた。住宅計画は、村や地域に対する清潔な水の供給を、下水や排水設備とともに備える必要があることを考えるべきであると感じられた。家に便利なところ又は家自身の中に衛生設備、給水設備をもつことの利点が強調された。アジアにおいてよくある病気や伝染病は、塵々汚れた給水や、不完全な衛生設備のために生じており、又、これらの病気は偏らない食事と栄養計画のもたらしたよい結果をすつかり駄目にしてしまうことが多い。臺所の設計や構造も注目された。窓や“煙なし竈”をとり入れることが、生活改善の重要部分と考えられた。

115 母親と子供達の両方の保健を改善することの必要性、及び早婚と相継ぐ妊娠ということは、婦人の健康にとって非常な負担になることが強調された。参加者達は、母親が、家族の世話をしている時は、自分の健康をおろそかにし勝ちであり、特に母親の健康と栄養の問題に注意しなければならないと感じた。或参加者は、健康優良児に褒美を与える一年一度の育児週間の催しは、その国で子供の健康増進の方法として大変成功したと述べた。家族計画の知識は、家族における子供達の間隔をおき、母子の健康上の危険をさけるために大変役に立つにちがいないと考えられた。これに関連して、“家族計画”という語は、子供のない母親に対して不妊症を直すための知識を与えることも含まれると強調された。

116 アジア諸国における高い出生率のために起る諸問題が、家族の健康と福祉に与える影響との関連で討論された。家族計画は都市において、農村よりもよく行われており、この計画に対する婦人達の関心は、都市でも農村でも、予期以上に深いものがあると述べられた。幾人かの参加者達が、この計画については、その目的について反対や誤解もあるので、慎重にしなければならないとの意見をのべた。これらの計画の費用と場合によって考えられる医学的危険性についても討論が行われた。

117 或参加者は、高い出生率のためにおこる諸問題の解決には、家族計画よりも経済的発展によつてなされるべきであると考えた。

118 アジア諸国において特別に問題となる病気として、結核、マラリヤのような昆虫による病気、特に寄生虫による胃腸病などが参加者によつて挙げられた。WHOの資料第11節には、これらの病気の多くは、現在の医学的知識によつて防止し得るものであると述べており、参加者達は、自国で行つた結核予防やDDT普及運動の例をあげてこれを補つた。これらの参加者達は、人々に健康増進事業の目的や価値を知らしめる啓蒙運動の必要性を力説した。細菌や病菌を見せるスライドは、大変役に立つ啓蒙手段であると考えられた。

119 セミナーでは、又婦人の精神的健康のことも論じ、これに関連して、参加者達は、同時に妻、母、そして重い家事労働をする主婦である婦人の仕事は大変なものであると指摘した。社会及びそれぞれの夫達が、婦人の精神的健康、特に働く母親のもつ特別の問題について注意するべきであるとの意見が述べられた。

120 アジア地域全体を通じて、病院、診療所及び母子保健センターの数を増加することが緊急に必要であるとの意見が出た。家族計画についての援助も、母子保健センターという手段を通じて行うことができるかも知れないと考えられた。託児所や保乳所の数の増加については、これらの施設を作つたり、職員を配置したりすることは、困難で又費用のかゝるものであるとの注意がされた。現在ある保健施設は、保健福祉のための仕事をする人、特に医者、看護婦、看護助手、保健婦及び訓練を受けた助産婦等が不足して大変困っていることが認められた。一時的な方策としては、現在いる訓練済みの助産婦の手伝いとして、昔からあるお産手伝人を適当に訓練し監督すればこれを使つてもよいのではないかと考えられた。

121 すべての保健、医療関係の仕事をする人々の適当な専門的養成施設を設ける外、これらの人々の市民意識と奉仕の精神を向上させ、仕事の対象とする地方や人々に関する精神的な準備をするということにも注意を払うべきであるということに意見一致した。

122 もつと多くの婦人がこれらの分野の仕事に入ることを奨励するため、保健福祉関係従業者の住宅、労働条件、給料、社会的地位について慎重に考慮すべきであると考えられた。

123 すべての婦女子は、学校や家庭で、個人衛生、体操、体育、栄養、環境衛生、家庭設計等々の方法を通じ、自分や家族の健康を増進することを教えられるべきであるとの考えが述べられた。これに関連して、家庭や地域の福祉のため、病気の予防的措置の重要性が強調された。

124 各個人の婦人、特に教育を受けた婦人達、及び民間有志団体の役割が、この問題に関するセミナーの結論作成にあたり、詳しく討議された。

125 司会者が作成した結論の概要案を審議した後、セミナーは次の如き結論を採択した。

1. 家族の保健と福祉、家庭の世話などは婦人の最大関心事であるから、保健と家庭環境ということ、婦人が個人としても、団体を通じて、その地域の生活と事業における指導権をもつことのできる分野である。

2. 婦人に特に関係があり緊急に考慮すべき保険の問題は次の通りである。

(1) 栄養不良及び栄養失調

(2) 供水と環境衛生

(四) 母子の健康と福祉

(四) 結核、昆虫による病気、胃腸病及びアジア諸国の風土病対策

(V) 高い出生率の問題

(四) 婦人の精神的健康

3. アジア諸国を通じて、病院、診療所、母子保健センター（これは家族計画の援助にも役に立てられる）、及び託児所と保健所を必要とし適当であると思われる場所に増設することが緊急に必要である。医者、看護婦、看護助手、保健婦及び訓練された助産婦が大変不足しており、昔からのお産手伝いを訓練し監督することと同様、政府や民間有志団体、個々の市民が早急に考慮しなければならない。適当な専門的訓練の外に、医療福祉従事者の市民意識と奉仕の精神の向上、仕事の対象とする地方や人々に対する精神的準備などにも注意すべきである。保健福祉従業者の住宅、労働条件、給料及び社会的地位についてもよく考慮されるべきである。
4. 健康、栄養、衛生、及び家庭設計の改善と予防衛生の発達のために、婦人に対する啓蒙運動や講習会が、関係官庁、民間有志団体及び個々の社会事業家の立場により、できれば国際機関の援助を得て、実行されるべきである。
5. 女子に対する学校の課目の中に、健康、個人衛生、そして適当な体育を含むべきであり、リクレーション活動と余暇利用の指導をするべきである。
6. 民間有志団体は、自分自身で啓蒙を行ったり、現在政府がやっている事業に協力することによって、又は事業を主催し同時に政府の活動の促進にも役立つことによって、又は政府事業の進展を確めることによって、及び保健や一般的福祉の事業実施を助けてもらえるような国際的援助を利用するように政府を促したりすることによって、保健状態改善を助けることができる。
7. 婦人団体と教育の恩恵にあずかっていた個々の婦人の市民としての責任の重要な部分は、すべての保健事業を手伝い、又それを熱心に行うことによって大きな貢献をすることである。特にアジアでは訓練された職員が少いのであるから、このような手伝いはむしろ義務的なものである。
8. 更に、保健の実際的知識をもっている婦人は家庭の世話を栄養、又よい健康の為の慣行の模範を社会全体に示さなければならない。

第8章 婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての社会的及び宗教的態度

126. 二回にわたる会議において、セミナーは婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての社会的及び宗教的態度について研究を行った。雑誌ミラーの編集者ベガム・ゼバンニツサ・ハミデユラ（パキスタン代表）が司会をつとめた。
127. この問題に関する参考資料として、「婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての社会的宗教的態度、特に仏教社会において」と題する、ビルマ政府社会設計委員会委員長ダウ・キン・キイ女史作成にかかる資料が提出された。この資料は、ビルマにおける婦人の地位の歴史的分析和、(a)ビルマの法律上の婦人の地位及び(b)仏教社会における婦人の地位についての章を含んでいる。更にビルマの婦人教育、婦人の職業進出状況及び同国における婦人団体の役割などについても情報が提供された。それに加えて、各国の状況に関し参加者が作成した書類の該当部分をも研究した。
128. 司会者の提案により、セミナーは、先ず婦人の公的生活参加に影響ある社会的態度について審議した。議論は、(a)法律や習慣における男女の不平等、特に結婚や離婚について、及び(b)児童結婚や一夫多妻制度に対処する法規の適用の不充分さ又は失敗のために、婦人の公的生活への参加がどんなに影響をうけているかということを論じた。次にセミナーは、婦人の公的生活参加が宗教的法則や習慣のために影響をうけている程度について考慮した。最後に、アジア婦人の公的生活参加に対して不利な影響を与える社会的宗教的態度の克服のために、アジア諸国で行われ成功を見た技術、及びこれらの態度を変えるためにとり得る措置について意見発表が行われた。
129. 数人が、習慣や伝統の方が法律よりも、アジア婦人の公的生活への参加をより大きく妨げていると述べた。しかし、又何人かは、各々の自国では、婦人はいまだに、婦人の権利を奪っている昔ながらの法律の撤回や、憲法や基本法にある男女の平等の原則を有効に実施するような法律通過のために、依然として奮闘しつつあることを報告した。
130. アジア婦人の公的生活への参加を妨げている習慣や伝統の中には、或社会における婦人の差別待遇とか、他の社会における集合家族制度の固執なども含まれている。多くの国が今過渡期にあり、現段階においては、或人々は最近つくられたばかりの法律を実行するよりも昔の伝統に執着しているのでと指摘された。これらの習慣や伝統のあるものは古い時代にその起源があり、或時代は婦人を守るのに役に立ったこともあるとの意見が述べられた。しかし、それらの多くは

もうその有用性を失い、廃棄されるべきものである。

131 一般に信じられているものと違つて、アジアにおいて婦人を抑制している習慣や伝統の多くは、宗教的な起源のあるものではない。この事実、宗教的なものであつた場合よりは、それをだんだん廃除することを容易にする。又、或国々においては慣習法が児童結婚や一夫多妻を禁じていないが、その慣行は次第になくなりつゝあるということも指摘された。一夫一婦に向つての自然な発展は、教育や、一夫多妻を減らすような過渡的措置をとることによつて、促進されるであろうと考えられた。

132 アジア婦人の公的生活への参加を増大するために婦人団体が行ふことの出来る方法が、参加者達から提案された。これらの中には、採択されれば児童結婚がなくなり、規定の条件による離婚がきめられるような婚姻法案の作成とその通過促進、とか、結婚や離婚の問題が裁判される宗教裁判所の構成員に婦人を任命するとか、婦人達に結婚や離婚の問題についての助言を与え、結婚の契約におけるその地位を改善するのを助けるような相談機関を設立するとか、又自国の民法改正における婦人の参加などが挙げられた。

133 このような変化を確保する責任は、男子よりもアジア諸国の教育ある婦人達の方が、大きく荷つてゐるのである。このような婦人達は道を拓きよい模範を示さなければいけないが、同時にこの運動を助ける立場にある男子との協力もしなければならぬ。責任感を助長し、関係の男子、特に政府の役人達に、婦人が男子と平等の地位を享受することは社会的に好ましく又利益のあることであると認識させることは、これら婦人の仕事である。この問題で態度を変えるべきなのは主として男子なのであるから、このことは特に重要である。

134 同時に、男子は、婦人に或權利を返さねばならないという議論をきくと腹を立てることが多い、そして、婦人が先ず婦人の価値、特に、家庭や家族をないがしろにしないで公的生活に参加できるということを実証した方がよいと指摘された。もし、婦人が市民としての三役、即ち主婦、妻及び母の役割をうまく果していくべきものであれば、婦人のためによりよい訓練を与える必要があるとの意見が表明された。

135 大衆の啓蒙事業の重要性が数人の参加者によつて強調された。最近アジアの数カ国でこのような事業が婦人の公的生活参加を抑制している社会的宗教的態度を変えるのに成功した、そして教育の技術をもつと利用することができる。好ましからざる法律・習慣及び伝統に反対する運動は、ラジオや印刷物によつて婦人達の家庭へさえも直接入つて行くことができ、引き籠つてゐる婦人達のもとへもこうして届くことができる。雑誌、特に婦人雑誌がこのような運動に指導的な立

場をとることもできると提案された。どこでも、できるところでは、このような仕事に使われる資料は科学的根拠に基き、教育を余り受けていない婦人達にもよくわかるような、面白い魅力のある形で出されるべきである。

136 司会者が作成した結論の概要案を審議した後、セミナーは次の如き結論を採択した。

1. アジア諸国の多くにおいて、法律は婦人に男子と平等の地位を与えてゐるが、婦人が公的生活に充分参加することは、まだ習慣や伝統によつて妨げられてゐる。これらの習慣や伝統のうち、或ものは維持すべきものであるが、古くて役に立たなくなつたものは廃棄すべきである。
2. 一夫多妻を少なくして、一夫一婦制に向ふ自然の傾向を促進するような過渡的方策に対し、特に注意すべきである。
3. 婦人の教育と経済的自立は、平等な権利享受の促進において、又、婦人に対する社会の好ましからざる態度を克服する上に、重要な役割を果たす。
4. 教育のある婦人達は、婦人の公的生活参加を阻むような社会の体勢を変革することに卒然し、この問題について男子の協力を得るよう努めるべきである。彼女達は、他の人に対して範を示していることを自覚し、強い責任感を持たねばならない。
5. 私法における婦人の地位を向上させる立法が促進されるべきである。この目的のために、婦人団体は、立法機関に働きかける方法手段を見つけ、又婦人をもつと立法機関に選出するよう働くべきである。
6. 婦人団体は、情報提供や相談の部を設け仕事をして、自国ですでにある法律の下における婦人の権利についての啓蒙をするべきである。
7. 婦人団体や、教養ある男子や婦人は、種々のマスコミュニケーションの手段と協力して、好ましからぬ法律・習慣・伝統を改革することに賛同する世論をつくり出すように働かねばならない。
8. 国家的及び国際的水準における婦人の地位の法律的、社会学的研究が、アジア諸国のこの地位向上のため有用である。

第9章 家庭や地域社会における婦人の活動に影響ある「社会開発」の状態

137 二回におたる会議において、セミナーは婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての「社会

開発」について研究を行った。マラヤ政府社会福祉省社会福祉官シン・ニヤン・テン夫人が司会をつとめた。

138 この問題に関する参考資料として「婦人の公的生活参加に影響ある一要因としての社会開発」と題する、国連事務局社会問題局の作成にかかる資料が提出された。この資料の第一部は主題の簡単な分析で、第二部はインドネシア政府厚生省国際部次長ジェリ・ソロソ・スリアンティ博士作成の、国連アフリカ社会開発視察団のための資料である。

139 セミナーは、又、FAOの作成した「家庭及び生活改善」と題する論文の中から関係の部分参照した。この資料は、家族の生活状態の研究の必要性と、特に家庭経済と栄養の分野における生活改善への教育的な手引の分析を含んでいる。又、特に、住居、家政及び家庭を地域の施設などに関する生活改善事業を示唆した一部も含まれている。

140 討論のはじまる前に、国連経済社会理事会行政調整委員会の第20報告書中（E/2931.1956年10月18日）にある、社会開発の意味と範囲についての次のような陳述に対し、注意が喚起された。

「社会開発という語は次のような過程を意味して国際的に用いられるようになった。即ち、地域社会の経済的、社会的、文化的条件を改善し、これらの地域社会を国家生活に統合し、それらが国家の進歩のために充分貢献できるようにするという大衆自身の努力と政府当局の努力とが結合させられた過程である。そして、この過程の内容は三つの要素から成っている：即ち、大衆自身が、自分の生活水準向上のためにできるだけ自分の力で率先努力してこれに参加すること；及びこの率先力、自立及び相互援助を助けるような方法で技術的なことなどのサービスを提供し、これらをもつと効果あらしめる。」

141 国連事務局社会部代表とFAOの代表とがそれぞれの組織から出された参考資料を提出した後、討論は、社会開発計画の進展と実行において、婦人が果たすことのできる役割ということに集中した。多くの国における成功した開発事業の例が挙げられ、その中には、地域センター、村落扶助計画、協同組織、青年グループ、地域の学校などがあり、これらのすべてにおいて、婦人が重要な役割を果たしている。これらの諸事業は、直接関係のある人々によって地域的に着手されたのであるが、アジア諸国の多くの人人にとって、社会生活の新しい型を示しつつある。参加者達の多くは、このような社会開発事業は継続され、拡大されるべきであり、又新しいものも地方の自主的な活動によって着手されるべきであるとの強い意見であつた。

142 もし社会開発事業を成功させようと思つたら、これらの事業は、諸国における家族生活の現在

のあり方について、正確で最も新しい知識に基づいて行われなければならない。このような知識を得るには、家族が実際にどんな暮らし方をしているかを示す家族の型を詳細に研究することが最もよいやり方であろう。この目的のために、関係ある資料を集め、記録し、分析すること、及びこの資料を正しく解釈することを訓練することが重要である。更に、このような事業が、すでに開始されたら、地域の要求にあつているかどうかを決定するため、その効果を測定することも同様に重要である。

143 社会開発事業を開始するに当つて、有志団体の役割が強調された。或国々では、有志団体が、リクリエーションや勉強のクラブ、地域センター、保健所等を設立して政府に先んじた。多くの場合、その事業は後に政府の役所が引き受け、大きな社会開発計画の中に組み入れられた。

144 社会開発計画に対して、アジアの多くの国々の政府が、ますます関心を深めつつあることが、参加者達の言葉で明らかになった。或国では、この分野において働いている各省の仕事を調整するために社会開発局を設置した。この局の中には、文部省、厚生省、労働省、農林省の代表が出ている。他の国ではこの目的のために中央社会福祉庁を設立した。又他の国では、内閣社会開発委員会を設けた。更に他の国では社会福祉省がこの仕事をしており、又別の国では社会開発委員会が行っている。多くの場合、政府は、社会開発の仕事はたくさんの省の協力を要するので、特別の調整委員会を設ける方が便利なることを知った。

145 どんな行政的取極めをしようとも、社会開発成功の要素は協同作業にあるという意見が述べられた。個人、民間団体及び農業、教育、健康、家計、又は協同組織や家内工業の設置を扱う政府当局の協力が要求される。各地域の指導者達が、国家や国際的機関で利用できる諸々の施設をよく知り、地域の人々がこのような施設を充分に利用することができるようにすることが大切である。この目的のため、時により特別の講習会が必要である。

146 最後に、正式の訓練計画は有用ではあるが、必ずしも常に必要とは限らないことが指摘された。多くの地域社会では、学校が、地域指導者の訓練の中心となつて来ており、先生達はその地域に問題を自覚せしめ必要な行動をおこさせる手引をして来た。国によつては、農村地帯に特別の地域開発専門家を任命することが不可能であることを知り、その代りに、村の学校の先生達にこの仕事をしてもらうよう頼っている。

147 司会者が作成した結論の概要案を審議した後、セミナーは次の如き結論を採択した。

1. 社会開発は、地域社会の経済的、社会的、文化的条件を改善しようとする大衆自身の努力と政府当局の努力とが結合した過程を意味し、市民活動の重要な一分野をなす。その地域

の一人一人が自主的な計画をはじめ、社会開発に関連して行なわれる種々の事業に協力して働き、その地域全体のために各グループ、各個人の技術と経験が役立つようにするべきである。この協同的やり方は、種々の国際的、国家的及び民間有志の機関そして政府各省が社会開発推進のために協力する努力の調整の基礎ともなるべきである。

2. 社会開発計画は現存の家族生活のあり方を注意深く研究した上で行うべきであり、新しい概念や方法が、余計な社会的摩擦なしに、地域社会の中に統合されていけるようにするべきである。

3. 民間有志団体、特に、婦人や青年の団体は、教育や保健の施設、家内工業の事業、母親クラブ、娯楽や体育の計画を、その他全体的計画とともにたてることにより社会開発計画を助けることができる。

4. 社会開発計画や自主的な計画を実行するに当り、社会開発指導者達を、この分野について、よく訓練するよう留意し、各政府が国連専門機関及び国連児童基金を通じて利用し得る施設やサービスを充分活用するよう注意すべきである。

5. 家事や地域社会の仕事のための婦人教育は、社会開発にとって大変重要であるから学校で家庭や公民の授業を通じ、又、学校外でも、生活改善サービスを含む認められた訓練方法によつて行なわれるべきである。

第10章 婦人の参加が促進増大されるべき諸事業

148 本議題の最後の会議において、セミナーは、婦人の参加が促進増大されるべき諸事業について、諸国政府や、国際組織や、国家的、国際的民間団体が現に行っている事業を考慮しつゝ、審議した。シンガポール婦人協議会副会長メアリー・ロボ（シンガポール代表）が司会をした。

149 この問題については、参考資料が特に作成されたかったので、司会者が、婦人の参加が促進増大できるような事業を三つ分類したリストを提出した。三つとは即ち (a) 政府の事業、(b) 国際的組織の事業及び (c) 国家的、国際的民間団体の事業である。リスト案を審議した後、セミナーは次のような計画、事業及び活動分野において婦人の参加が増加することが望ましいということに一致した。

I 政府の事業

A 保健、教育、経済的自立、社会開発等の訓練や調査のため現在行われている事業におけ

る婦人の参加の増大

B 国のフェローシップとスカラシップ計画

(1) 現在ある計画に対する婦人の参加増大

(ii) 更に進んで、経済的自立、教育、保健、社会開発、家庭と家族の福祉、手工芸の問題に関する研究事業などを含む新事業の促進

C 市民活動、社会開発、教育、家庭や家族の生活等に関する訓練のための全国的研究会議

II 国際的組織の事業

A 国際的援助を得ている政府の調整機関に対する婦人参加の増大

B 国際的フェローシップとスカラシップを以下のようにして、もつと利用すること

(1) 資格ある婦人をもつと多く候補者として出すこと。

(ii) 研究をはじめ前の、フェローに対する正しい準備教育

(iii) フェロー達やその国の必要に応じた訓練計画の適切な選択

(iv) フェローが帰国後、その得た知識を最大限に活用するため、適切な職に就け、その後も続けて連絡を保つこと。

C 家庭や社会における婦人の地位向上及び婦人の公的生活参加増大のため、世界的又は地域的セミナーの開催

D 婦人の地位向上のため利用できる専門家の援助を更に活用すること。

E 国連婦人の地位委員会の事業に対して、その書類の配布、その勧告について、地域や国家の段階での討論や実行などを通じて関心を高めること。

F 国連、専門機関やユニセフの事業を通じて利用しうる技術援助計画や事業に対する関心と協力を増進

III 国家的及び国際的民間団体の事業

A 国際理解についての婦人教育計画。家庭や地域社会における婦人の地位の向上、指導者訓練及び婦人の公的生活参加増大のため、地方セミナーをもつと利用すること。

B 婦人の地位向上のための政府や国際機関の事業に対して好意的な世論を醸成する援助

C 地方の訓練センターや、実地研修所などの婦人のための教育事業に対して関心を高める

D まだ政府の事業の中に入れられてない分野で開拓的な事業に着手する。後に政府が援助するか又は政府自ら全国的に実行するようになったもよい。

150 これらの結論に至る論議の間に、婦人は政府、大学、その他の機関などが行う特別のフェロ

フェローシップやスカラシップ計画におけると同様、政府の継続事業や奨学事業にも参加するべきであると強調された。国のフェローシップやスカラシップ計画に対する参加の審議に当つて、或代表はこのような機会が政府職員や公務員のみには与えられるのではなく、民間団体の会員にも与えられる必要があることに注意を喚起した。フェローシップやスカラシップを受ける資格をきめたり審査をしたりする委員会の委員にもつと多くの婦人が任命されるべきであると考えられた。

151 或参加者達は、婦人がそのような委員会の委員に任命されたら、適格な婦人の候補者にフェローシップやスカラシップを確かに与えることのできる地位になるであろうとの意見を述べた。政府は、フェローシップやスカラシップをもつと多く婦人に与えるようにするべきであり、資格のある婦人は積極的に現在ある給付に対して応募するべきであるというのがセミナーの一致した意見であつた。

152 政府の事業計画に対する婦人の参加の討議に関係して、政府の仕事の訓練を受けた職員は調査の仕事も出来るようになるべきであり、事務的、庶務的雑用で余計な重荷を負わされるべきではないとの意見が述べられた。アジア諸国において文化形態が変りつゝあるため、適応性及び精神的感情的健康の深刻な問題がおこりつゝあるので、医学的、社会的人類学のような特に健康に関係ある分野における研究をもつとする必要があると考えられた。これに関連して、政府各省が実施している種々の問題について充分に知らせることの重要性が強調された。

153 国際的組織によつて催される事業に対する婦人の参加を論ずるに当り、国連は専門機関やユニセフとともに、世界の平和と繁栄について最も大きな希望をもたらすものであり、婦人は国連と関連組織中にある全機関の事業の目的に対する理解を広めるために大きな貢献をすることが出来ると述べられた。

154 政府の調整協力機関に対する婦人の参加に関連して、国連の拡大技術援助計画に参加している諸国政府の多くは、国際的援助をできるだけ活用することに従事している機関、庁又は委員会を設置していることが説明された。このような国の協力機関に対する婦人の参加の増大をはかることが望ましいということに意見が一致した。

155 セミナーは、国際的なフェローシップやスカラシップ計画の中に婦人を含むことについて相当詳細にわたり審議した。資格ある婦人がもつと多くのこれらの給付に対して諸国政府から候補者として挙げられるべきであり、望ましい資格条件中には適当な学術的造詣のみならず、感情的な安定と成熟及び健全な判断力も考慮に入れられるべきであるということに意見が一致した。

セミナーの一致した意見では、フェローやスカラーが一度び選ばれたなら、派遣先の国の状況に関し、又、自国や自分の出身地の求めているものについて、要点を教えられ準備教育を慎重に行なわれるべきである。フェローやスカラーの研究課目の作成や撰択は非常に慎重に行う必要があると考えられた。

このような研究計画の適当さや終つて帰るスカラーやフェローの活動範囲にもようと適切なものかどうかを特に注意する必要があると考えられた。これに関連して、諸国政府は、帰つて来たスカラーやフェローを適切に配置して、得られる補助金から最大限の収獲を得るようにするべきであるとの意見が述べられた。教人の参加者は、補助金の受領者がその研究の完了後それの国へ実際に帰国するという保証をする必要があることが強調された。

156 婦人の地位を高め、婦人の公的生活に対する参加の増大する為に計画された事業についての討論に関係して、婦人の地位の向上とは、法律上の婦人の地位のみならず、その家庭や社会における地位向上をも含むべきであると考えられた。

アジア婦人の市民的責任と
公的生活への参加増大に関
するセミナー報告書

昭和32年11月発行

発行者 労働省婦人少年局婦人課

印刷者 有限会社 工 文 社

東京都中央区日本橋本町2の1東新ビル

TEL 24 6088・2453